

墨田区

管理計画認定制度
にも活用可能！

分譲マンション管理ドクター派遣制度

マンション管理に関する課題を解決するため、マンション管理士を派遣し、管理水準に応じた支援を実施します。

支援できる内容の一例

- ・管理組合の設立、運営、管理規約に関すること。
 - ・管理費、修繕積立金に関すること。
 - ・会計処理体制の整備に関すること。
 - ・管理計画認定に関すること。
- 等

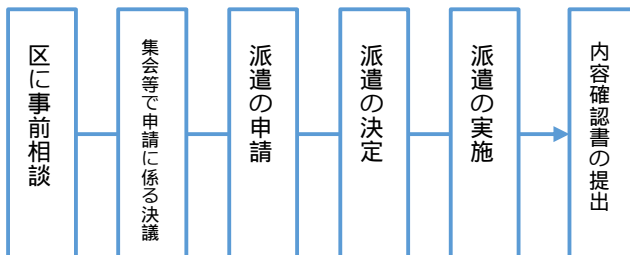


【支援の種類】

	マンション管理ドクター支援	マンション管理ドクター 集中治療 支援
対象	墨田区内のマンション管理組合	墨田区分譲マンションの健康診断制度による診断を実施した結果、 要支援 マンションと認定されたマンション管理組合
支援方法	管理に必要な事項に関するアドバイス	・改善計画書の作成 ・意見の整理及び助言 ・議事録及び対応策の資料作成 ・関係資料の収集及び提供 ・総会及び理事会の開催支援 等
派遣回数	同一年度内 4 回まで	2年間の中で合計16回まで 同一年度内 8 回まで
派遣時間	1 回あたり 2 時間以内	
費用	無料	

管理組合が組織されていない場合は、区分所有者3名以上の同意でも可

【申請の流れ】



どちらのメニューが利用可能か等の事前相談を行います。集会等で制度を利用することについての決議をとります。（管理組合が組織されていない場合は除く。）申請書に内容を記載して、希望日の2週間前までに申請します。区から派遣決定通知を送付します。その後、マンション管理士から日程調整のご連絡があります。派遣を実施します。2週間以内に派遣内容確認書を提出してください。

問合せ先

墨田区都市計画部住宅課（区役所9階）

〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

TEL 03-5608-6215